第十七条の二第二項中「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる特定機械装置等　百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

二　前項第二号に掲げる特定機械装置等　百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

第十七条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「内に所在する」を「（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）内に所在する」に、「事業所」を「事業所（以下この項において「産業集積事業所」という。）」に改め、「者をいう。」の下に「（以下この項及び」を、「百分の十」の下に「（東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人が当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の九）」を加える。

第十七条の四第一項中「第四十二条の十二の四第三項」を「規定その他」に、「第四十二条の十二の四第三項の規定」を「規定」に改め、「第十七条の二の三第三項」の下に「の規定その他」を加える。

第十七条の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「当該開発研究用資産の取得価額の百分の三十四（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の五十）に相当する」を「次の各号に掲げる開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした開発研究用資産　その取得価額の百分の三十（当該法人が租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等（次号において「中小企業者等」という。）である場合には、百分の四十五）に相当する金額

二　前号に掲げる開発研究用資産以外の開発研究用資産　その取得価額の百分の三十四（当該法人が中小企業者等である場合には、百分の五十）に相当する金額

第十八条の三及び第十八条の四を次のように改める。

**第十八条の三及び第十八条の四**　削除

第十八条の五第一項中「、第十八条の二第一項若しくは前条第一項」及び「、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項」を「若しくは第十八条の二第一項」に改める。

第十八条の六第一項中「、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項」を「若しくは第十八条の二第一項」に改める。

第十八条の七第一項中「、第十七条の五」を「若しくは第十七条の五」に改め、「若しくは第十八条の四」を削る。

第十八条の九第一項中「第二十一条まで」を「この条及び次条」に改める。

第十九条から第二十一条までを削り、第二十二条を第十九条とし、同条の次に次の三条を加える。

**第二十条から第二十二条まで**　削除

第二十三条中「及び第三十三条」を削る。

第三十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条を次のように改める。

**第三十三条**　削除

第三十八条の二第一項中「令和四年一月一日から令和五年十二月三十一日までの間（以下この条において「適用期間」という。）にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした被災受贈者（次項第一号ニ(2)に該当する者にあっては、」を削り、「間に」を「間（以下この条において「適用期間」という。）に」に、「者）」を「被災受贈者」に改め、同条第二項第一号ニを次のように改める。

ニ　警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する家屋（新築に準ずる状態として財務省令で定める状態となっているものを含む。）をその居住の用に供していた者又はその居住の用に供しようとしていた者であること。

第三十八条の二第二項第六号イを次のように改める。

イ　当該住宅用の家屋が次に掲げる要件のいずれかを満たすものである場合　千五百万円

(1)　当該住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋に限る。）がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものであること。

(2)　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋を除く。）、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等（租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等をいう。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものであること。

第三十八条の二第三項中「適用期間内に」を削り、同条第四項中「ついて」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者」を加え、同項第一号中「滅失」の下に「（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第六項中「当該各号に」の下に「掲げる場合に」を加え、同条第八項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第九項中「第一項に規定する」を削り、同条第十七項及び第十八項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第四十一条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第四号及び第六号中「法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における」を削る。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

**第二十条**　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「第九条の三の二第三項」の下に「、第四十一条の三の七第一項若しくは第二項又は第四十一条の三の九第一項若しくは第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に改める。

第三十条第一項第二号中「第四十一条の二の二第一項」の下に「又は第四十一条の三の八第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中

| | |
|---|---|
| 第四十条第四項 | |
| 及び | |